

令和9・10年度 羽曳野市物品購入・委託業務等

競争入札参加資格審査申請書提出要領

※「建設工事」及び「測量・建設コンサルタント等」に登録していても、「物品購入・委託業務等」も登録しなければ物品購入・委託業務等の入札には参加できませんのでご注意ください！

羽曳野市及び羽曳野市水道局が発注する令和9・10年度物品購入・委託業務等に係る競争入札参加資格審査申請書の提出については、次のとおりとします。

1. 資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 羽曳野市の契約からの暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる排除措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (3) 免許、許可又は登録を要する業種にあって、当該免許、許可又は登録を受けていること。
- (4) 令和9年1月1日現在において、引き続き1年以上その営業を行っていること。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。

2. 申請

- (1) 提出方法 郵送又は宅配便 **※持参不可**
(受領書の送付はいたしませんので、簡易書留等、記録が残る方法を推奨します)
- (2) 受付期間 令和9年1月7日(木)から令和9年1月29日(金)まで
(受付期間内の消印(宅配便の場合は配達依頼日)のあるものに限り有効)
- (3) 提出書類 別表のとおり
- (4) 送付先 〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号
羽曳野市 総務部 契約検査課
※封筒の表(宛名面)に「物品購入・委託業務等競争入札参加資格審査申請書 在中」と朱書きすること。

3. 資格有効期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

4. 注意事項

- (1) 書類が全て揃っていないものは、一切受付を行いません。提出前に十分確認してください。
- (2) 受付期間経過後及び年度途中の新たな追加受付は行いません。
- (3) 一旦、提出された書類は返却いたしません。(受付を行わない場合においても同様です。)
- (4) 受付後も必要に応じ、問合せや資料等の提出をしていただくことがあります。
- (5) **到着確認の対応及び受領書の送付を致しませんので、簡易書留等記録が残る方法でのご提出を推奨いたします。**
- (6) 申請において虚偽の記載事項があった場合は、この資格を取り消すことがあります。
- (7) 申請後の希望種目の追加・変更は、次回更新まで行うことはできません。

5. 提出書類の作成方法

- (1) 様式は本市のウェブサイトよりダウンロードしてください。

本市のウェブサイト <https://www.city.habikino.lg.jp>
「羽曳野市」→「組織から探す」→「契約検査課」→「資格審査申請」→
「令和9・10年度 羽曳野市競争入札参加資格審査申請について」

- (2) 提出書類は、**令和9年1月1日現在**を基準に作成してください。

(ただし、決算に関する事項は基準日の直前に決算の確定した日とします。)

(3) 証明書等は、令和8年10月1日以後発行のものを添付してください。

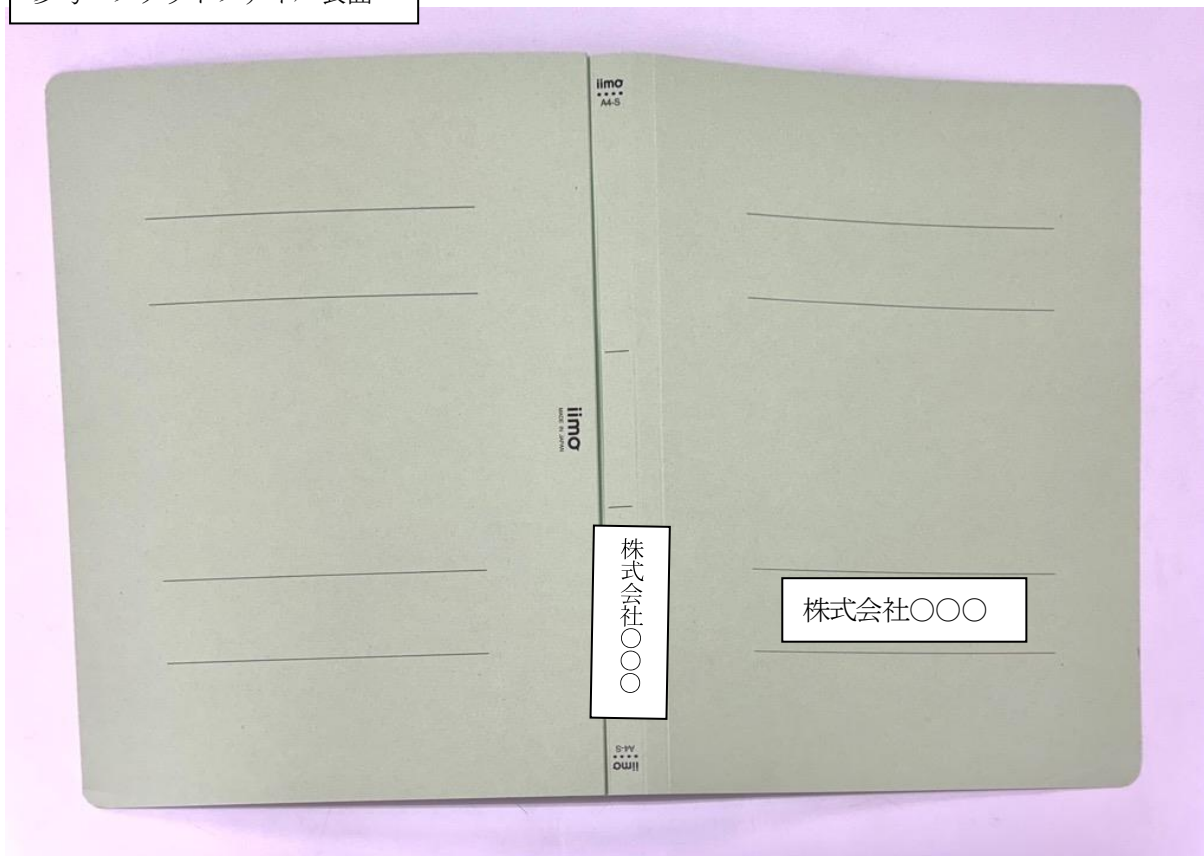
(4) 提出書類は全てA4サイズに統一し、A4サイズでない証明書等はA4の用紙に貼付してください。

(5) No.0～11の書類は、番号順にA4(タテ)紙製フラットファイル(緑色)に綴じ、全てにNo.を記した見出しラベル(インデックス)を貼付してください。

※「業者カード」はファイルに綴じず、ファイルにクリップ止めしてください。

(6) ファイルの表紙と背の2か所(中央より下部あたり)に業者名を記入(貼付)してください。

参考 フラットファイル表面



6. 資格審査結果

審査後、資格があると認めた者は有資格業者名簿に登録します。

審査結果は通知しませんので、令和9年4月1日以降に本市のウェブサイト(<https://www.city.habikino.lg.jp>)で検索又は情報公開コーナーで閲覧により確認してください。 ※電話等による資格審査結果の問い合わせは、ご遠慮ください。

7. 変更届の提出について

提出書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

提出については、本市のウェブサイト「羽曳野市競争入札参加資格審査申請書の変更届の提出について」をご参照ください。

- | | |
|----------|--|
| (1) 提出方法 | 持参または郵送による |
| (2) 受付期間 | 随時 |
| (3) 提出書類 | 本市のウェブサイト(https://www.city.habikino.lg.jp)参照 |
| (4) 提出先 | 〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号
羽曳野市 総務部 契約検査課 (羽曳野市役所 4階) |

8. 本要領の問い合わせ先

羽曳野市総務部契約検査課

羽曳野市誉田4丁目1番1号 電話 072(958)1111 内線 3632・3635

(別表)

提出書類

No.	提出書類	写し	備考
0	提出書類チェックシート	×	提出する書類のチェック欄（申請者）に○印をつけること
1	羽曳野市物品購入・委託業務等競争入札参加資格審査申請書	×	様式第1号 代表者印は、実印を押印すること
2	業務経歴書	○	様式第2号（独自様式可）
3	商業登記簿謄本等 （法人）現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書	○	令和8年10月1日以後、法務局が発行のもの
	（個人）身分証明書 及び 登記されていないことの証明書	○ ○	令和8年10月1日以後、 本籍地のある市区町村が発行のもの 法務局が発行のもの [窓口] 全国の法務局及び地方方法務局 <u>（注）支局・出張所では発行できません。</u> （大阪府内は大阪法務局 最寄駅：地下鉄谷町線「谷町四丁目」駅） [郵送] 東京法務局
4	印鑑証明書（代表者のもの）	○	令和8年10月1日以後、 法人の場合は法務局、 個人の場合は市区町村が発行のもの
5	取引使用印鑑届	×	様式第3号（独自様式可）
6	納税証明書【国税】 （法人）様式その3の3（法人税・消費税） （個人）様式その3の2（所得税・消費税）	○	令和8年10月1日以後、所轄税務署が発行のもの
7	市税完納証明書 <u>羽曳野市内に営業所（本店・支店等）を 有する者のみ</u>	○	令和8年10月1日以後、羽曳野市が発行のもの
8	委任状	×	様式第4号 支店等で契約の場合のみ提出
9	直前1年分の決算書 （法人）貸借対照表 及び損益計算書	○	
	（個人）収支決算書 又は 所得税確定申告書（控）	○	
10	登録（許可）証明書	○	必要でない業種の場合は添付不要
11	法人番号指定通知書 <u>※個人事業主は提出不要です。</u>	○	例外として、「法人番号指定通知書」を紛失した場合に限り、「国税庁法人番号公表サイト」で法人名及び所在地等で確認した法人情報の画面を印刷したものも可とします。
12	業者カード	×	様式第5号